

## 会 議 録

- 1 会議の名称 令和3年 第3回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和3年6月11日（金） 午後4時00分から  
午後4時30分まで
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 教育委員 鳥居 進、太田たみ子、森下洋一、松下陽子  
教育長 山下 斉
  - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 森下育昭  
社会教育課長 平松敏浩  
教育総務課管理主事兼教育総務室長 渡邊哲也  
教育総務課指導主事 守谷知佐子
  - (3) その他 なし
- 5 議 題 議案第7号 川根本町立教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について  
議案第8号 川根本町就学支援委員会委員の委嘱について  
議案第9号 川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について  
議案第10号 川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について  
議案第11号 川根本町社会教育委員会委員の委嘱について  
議案第12号 川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について  
議案第13号 川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について  
議案第14号 川根本町スポーツ推進委員の委嘱について  
議案第15号 川根本町文化財保護審議会委員の委嘱について
- 6 会議資料の名称 議案第7号～第15号
- 7 発言の内容

教育長 前回の会議録について、鳥居委員、太田委員、森下委員、松下委員の承認を求めます。

前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

【教育長あいさつ】

教育長 本日は大変お忙しい中、令和3年第3回教育委員会にご出席いただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【議 事】

教育長 ただ今の出席者は5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

よって、令和3年第3回川根本町教育委員会は成立しましたので、ただ今から開会します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議の公開及び会議録の公表について発言します。

本会議は公開としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、本会議は公開することで決定します。  
会議録についても同様に公開することでご承知願います。

教育長 それでは、議事に入ります。

最初に、議案第7号 「川根本町立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について」、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 それでは、議案第7号 「川根本町立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について」、提案理由をご説明いたします。

本案は、静岡県の義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部が改正され、改正条例第6条第2項の規定に基づき、川根本町が設置する学校に勤務する教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めるもので、令和3年3月26日に、静岡県において制定された「静岡県立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則」に準じて制定し、令和2年4月1日から適用している「川根本町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する指針」に基づき制定をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に対する意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって議案第7号「川根本町立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第8号「川根本町就学支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第8号「川根本町就学支援委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、異動等により交代となった川根本町就学支援委員会委員を委嘱するものです。

今回、ご審議いただく川根本町就学支援委員会は、川根本町就学支援委員会規則において設置を定めており、町内の障がいのある幼児、児童及び生徒に対する就学に関する適切な支援策等について審議する機関であり、14人以内の町教育委員会が委嘱又は任命した委員により構成するとされております。

委員の選出については、川根本町就学支援委員会規則第3条において、教育学、医学、心理学その他障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者となっております。

また、委員の任期は2年ですが、補欠の委員が選任された場合には、前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「川根本町就学支援委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第9号「川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第9号「川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、任期満了となった学校給食共同調理場運営委員会委員を委嘱又は任命するものです。

今回、ご審議いただく川根本町学校給食共同調理場運営委員会は、川根本町学校給食共同調理場条例第4条にその設置を定めており、共同調理場の運営に関する事項等について審議する機関とされ、12人以内の町教育委員会が委嘱した委員により構成するとされております。

委員の選出については、川根本町学校給食共同調理場条例施行規則第4条において、町議会の議員、教育委員、町立学校の学校長、町立学校のPTA会長、保護者の代表及び学識経験のある者とされております。

また、委員の任期は、保護者の代表及び学識経験のある者は2年、それ以外の委員は、その職の在任期間とされております。

今回、ご承認をお願いする委員の方々につきましては、別添の名簿のとおりであります。任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までであります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」は原案のとおり承認されました。

次に、議案第10号「川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第10号「川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号

の規定により、異動等により交代となった若者交流センター運営委員会委員を委嘱又は任命するものです。

今回、ご審議いただく川根本町若者交流センター運営委員会委員は、川根本町若者交流センター条例第17条及び川根本町若者交流センター条例施行規則第11条の規定に基づいて運営委員会を設置し、今後の施設のより効率的・効果的な運営方法についての協議を進めていくことを目的としたものです。

委員の選出については、川根本町若者交流センター運営委員会規則第3条において規定されております、各分野における方々となります。

また、委員の任期は2年間ですが、補欠の委員が選任された場合には、前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第10号「川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第11号「川根本町社会教育委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第11号「川根本町社会教育委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、任期満了となった社会教育委員を新たに委嘱するものです。

社会教育委員の職務は、川根本町社会教育条例（平成17年条例第89号）第9条各項に定められ、定数は12人以内、別添の名簿のとおりで、任期は2年です。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第11号「川根本町社会教育委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第12号「川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第12号「川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、任期満了となった社会教育施設運営委員会委員を新たに委嘱するものです。

社会教育施設運営委員会委員の職務は、川根本町社会教育施設運営委員会規則（平成19年教育委員会規則第4号）第2条各号に定められ、定員は12人以内、別添の名簿のとおりで、任期は2年です。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第12号「川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第13号「川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第13号「川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、任期満了となった川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員を新たに委嘱するものです。

川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の職務は、川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（平成27年教育委員会告示第4号）第3条及び第4条各項に定められ、定数は10人以内、別添の名簿のとおりで、任期は2年です。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第13号「川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第14号「川根本町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第14号「川根本町スポーツ推進委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、任期満了となった川根本町スポーツ推進委員を新たに委嘱するものです。

スポーツ推進委員の職務は、川根本町スポーツ推進委員に関する規則（平成25年教委規則第4号）第2条各項に定められ、定数は8人以内、別添の名簿のとおりで、任期は2年です。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第14号「川根本町スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第15号「川根本町文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第15号「川根本町文化財保護審議会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、任期満了となった川根本町文化財保護審議会委員を新たに委嘱するものです。

文化財保護審議会委員の職務は、川根本町文化財保護審議会条例（平成17年条例第98号）第2条各項に定められ、定数は5人以内、別添の名簿のとおりで、任期は2年です。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第15号「川根本町文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

8 閉 会

教育長 本日の日程は、終了しました。以上をもちまして、令和3年第3回川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 山 下 斉